

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はタグライン「SPORTS FIRST: スポーツ・ファースト」のもと、スポーツを通じて豊かな健康生活を実現することを使命としております。こうした企業としての社会的責任、すなわち法令等の遵守、内部統制の確立、顧客対応の向上、環境の重視、労働安全・衛生の徹底、人権擁護、社会貢献などを全うし、すべてのステークホルダーから信頼され、収益力の拡大並びに経営体質の強化・改善を図り、長期的かつ安定した利益還元を維持することが、事業活動において不可欠であると認識しております。この基本的な考え方のもと、コーポレート・ガバナンスを強化し充実させるため、経営の公正性と透明性の向上、的確かつ迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めております。その考えは行動指針「強い、早い、きれいな経営」として、全ての役職員に徹底されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則4-1(3) 最高経営責任者等の後継者計画の適切な監督】

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・見識・実績等を勘案して適当と認められるものの中から選定することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4 上場株式の政策保有株式】

当社は、当社が今後成長を続けていくためには開発、生産および金融面において様々な企業との協働関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の目的などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要と判断した場合に投資目的以外での株式を保有しております。

また、同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行っており、毎年取締役会に対して、当該検証の結果を報告しております。同株式に係る議決権行使については、その議案が当社の企業価値の向上に資する場合、もしくは発行会社の効率的かつ健全な経営に寄与し、企業価値の向上を期待できると判断した場合は賛成としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役および取締役が実質的に支配する法人との利益相反取引およびこれらの者における競業取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、その取引実績については、関連法令に基づき、適時・適切に開示することが社内規則において規定されております。また、これらの取引の結果等については、取締役会での報告を要することとしており、事後的な監視体制も整っております。

なお、当社役員が実質的に支配する法人および主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社はホームページにおいて、企業理念(<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/about/vision>)、CSRレポート(<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/csr>)および決算説明資料等に開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社を本報告書1.「基本的な考え方」およびCSRレポート(<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/csr>)にて開示しております。

(3)取締役の報酬等の決定に関する方針については、業績への貢献、経済環境、従業員等のバランス等を考慮し、取締役会で方針と手続きを決定しております。

また、取締役の報酬等の額については、上記方針等に基づき、株主総会でご承認いただいた上限額の範囲で、独立社外取締役を含む取締役会で慎重に審議し、適切に決定しております。

(4)取締役・監査役候補の指名にあたってはその経歴、識見および人格等を、独立社外取締役を含む取締役会で充分に検討し、適任との判断の下に決定しております。

(5)取締役および監査役については、候補者の選任理由を株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則4-1(1) 経営陣への委任の範囲】

取締役会は、法令および定款で定められた事項の他、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」に定めております。その他の経営上重要な業務執行の決定につきましては、経営会議または稟議手続きにて決議しております。それ以外の個別の業務執行については、職務権限規程を定め、委任の範囲を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、当社独自の「社外役員の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

なお、独立社外役員の適正人數は、今後とも検討してまいりますが、現時点では現状の構成で十分有効に機能していると認識しております。

【原則4-9 独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件ならびに東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の基準を満たすことを条件としております。

【補充原則4-11(1) 取締役会の構成】

当社は、取締役の選任にあたって、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を重視しておりますが、その時々の状況に応じて適切な人材を選任できるよう、一義的な基準や考え方については定めておりません。

なお、選任に関する手続は、原則3-1(4)に記載の通りであります。

【補充原則4-11(2) 独立社外役員の他社兼任】

各取締役・監査役の、他の上場会社における役員との重要な兼職の状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役等の研修】

当社は、社内取締役および社内監査役に対し、新しい考え方の習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として外部セミナーへの出席、外部団体への加入および人的ネットワーク(異業種交流)への積極的な参加を促し、研鑽を積ませることとしております。また、社外取締役および社外監査役に対しては、就任時に当社グループの会社概要や基本使命、経営計画等についてのレクチャーを実施すると共に、就任後においても、適宜、事業内容に関する説明会や当社グループ関連物件・施設等の視察等を実施しております。

【原則5-1 株主との対話】

当社は、株主からの対話の要望には、必要に応じてお応えすることを基本的な考え方としております。主要な株主や投資家に対しては、決算説明を四半期に1回開催するとともに、IR情報や当社に関する情報を適時にホームページに開示しております。また、株主総会は当社の経営状況や事業活動について説明する場であると共に、株主との対話をを行うことができる重要な機会と考えております。

当社のIRに関する体制は経営企画を統括する担当役員の指揮のもと、経理部門・IR部門・経営企画部門などが連携する形となっており、それぞれの活動を通じて寄せられた意見・関心事項などは、担当役員を通じて経営幹部や関連事業部門に共有することとしております。

なお、株主との対話の際には、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項がテーマとなることから、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サービーエイチケイ コリア セキュリティーズ デボジトリー サムスン	2,210,000	18.55
三井物産株式会社	1,091,876	9.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	662,400	5.56
株式会社北陸銀行	495,211	4.16
丸紅株式会社	480,759	4.04
株式会社北國銀行	433,834	3.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	417,600	3.51
株式会社西田	416,242	3.49
株式会社みずほ銀行	378,501	3.18
共栄火災海上保険株式会社	216,200	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況は平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 政俊	弁護士											
森口 祐子	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 政俊	○	――	弁護士としての専門的見地および弁護士実務を通じて培われた豊富な経験を当社のコンプライアンス強化を中心とした企業統治に活かしていただくことができると判断し、選任しています。 当該役員は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
森口 祐子	○	――	プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識があることを重要視し、その経験と見識を当社の経営に反映することができると判断し選任しました。 当該役員は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人はそれぞれ独立した立場で監査を実施しておりますが、必要に応じて連携が取れる関係にあります。また、会計監査人が監査役会に監査報告書を提出する際には、監査役が会計監査人の監査の方法、結果の妥当性を判断するため、監査報告会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥村 勝亮	他の会社の出身者									△				
中川 定文	他の会社の出身者									△				
松本 雅登	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 勝亮	○	—	商社の繊維部門での要職を通じ、国際ビジネスと高級衣料ブランド事業に対する知識や経験が豊かであるとともに、経営者としての実績もあることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。 当該役員は、過去に当社の主要取引先である三井物産株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、退職してかなりの年数が経過しており、現在においては同社の意向に影響を受ける立場にはありません。また当社は複数の仕入先と取引をしており、同社からの仕入依

			存度は突出していないため、同社との関係に起因して当社と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
中川 定文	○	—	商社での繊維部門での要職を通じ経験・知識が豊富であり、当社のブランド事業に対する知識も豊富であることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。当該役員は、過去に当社の主要取引先である丸紅株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、退職して5年以上経過しており、現在においては同社の意向に影響を受ける立場にはありません。また当社は複数の仕入先と取引をしており、同社からの仕入依存度は突出していないため、同社との関係に起因して当社と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
松本 雅登	○	—	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、監査役としての業務にも精通されていることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。当該役員は、過去に当社の主要取引銀行の一つである株式会社北陸銀行の業務執行者として5年以上経過しており、現在においては同行の意向に影響を受ける立場にはありません。また、当社は複数の金融機関との取引を行っており同行からの借入金が特に突出していないため、同行との関係に起因して当社と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

特段のインセンティブは付与しておりませんが、報酬は、業績・成果を勘案のうえ、決定されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期の取締役および監査役に対する報酬の内容は、以下の通りであります。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の総額 235百万円

監査役(社外監査役を除く。)の報酬等の総額 12百万円

社外役員の報酬等の総額 23百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。なお、平成28年6月23日開催の第65回定期株主総会において、取締役の報酬総額を年額400百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いたしております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。また、平成28年6月23日開催の第65回定期株主総会において、監査役報酬総額を年額70百万円以内と決議いたしております。

当社は第54回定期株主総会決議に基づき役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である経営企画室からは、取締役会の開催に際して、社外取締役および社外監査役に議題資料を事前配布し、必要に応じて議案の事前説明を実施することで、情報共有を図っております。

また、常勤監査役を通じて社外役員に対する連絡事務等を行う体制となっております。

当社は、監査役の職務を補助すべき専従スタッフを配置しておりませんが、必要に応じて内部監査室の従業員が適宜対応しております。

なお、監査役は、代表取締役と会社の経営状況、環境変化等に関する意見交換を定期的に実施しております。

2. 業務執行・監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は取締役の職務責任を明確にするため、定款にその任期を1年と定めています。取締役会は、原則月1回の開催に加え、必要に応じて機動的に開催し、法令で定められた事項および重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の進捗報告を受けております。取締役10名のうち2名は社外取締役であり、男性9名女性1名の構成になっております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行っております。取締役、常勤監査役と執行役員によって構成される経営会議は、事業執行に関する重要な事項などを審議決定するために、原則毎月1回開催しています。

監査役会は男性4名で構成されており、そのうち3名は社外監査役です。監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めています。

内部監査を担当する内部監査室は、他の業務執行組織から独立した客観的な立場で法令および社内規程の遵守状況の確認を行い、業務の改善と経営効率の向上等、内部統制システムの運用状況のチェックを行い、その結果を代表取締役、業務執行取締役および常勤社外監査役に報告しております。

当社は新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。当社は、会計監査人に正しい経営・財務情報を提供し、公正普遍な立場から監査が実施される環境を整備しております。なお、前事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の会計監査業務を執行した公認会計士は、定留尚之氏、唐澤正幸氏であり、両名と当社との間には、特別の利害関係はありません。

継続監査年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を探っております。

社外取締役2名(内独立役員2名)は、弁護士業務を通じて培った幅広い識見やプロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただいております。

また、社外監査役3名(内独立役員3名)は、職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただいております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて会社情報、決算公告、プレスリリースの随時公開をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ゴールドウイン企業行動規範・従業員行動基準ガイドブックおよび社内の倫理規範に基づき、株主、従業員、取引先等すべてのステークホルダーの皆様を尊重した職務執行や適時・適切・適正な情報開示等に務めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念実現に向けCSR方針を制定し、全員参加のCSR活動を推進しています。当社のCSR活動は総務部が統括的に管理し、ステークホルダーの皆様方の信頼を確保する為の体制を整備しております。 また環境については、GREEN IS GOODのコンセプトのもと、環境配慮型商品の開発等を通じて地球環境の保全に務めています。またISO14001の認証を取得し、省資源および法規制遵守を通じて、地球温暖化防止に積極的に取組んでいます。なお、当社のCSR活動の内容は、ホームページ上にCSRレポートとして公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、あらゆるステークホルダーの皆様に当社グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示をすることを基本方針としております。
その他	当社では、女性の更なる活躍を促進するとともに、家庭と職場の両立支援・次世代育成などワーク・ライフ・バランスの促進に努めています。これまでに、両立支援・次世代育成に関する社内諸制度の拡充をはじめ、産休・育児休業中の女性従業員を対象として復職支援システムの導入などを実行きました。 また、採用や昇格などあらゆるステージにおいては性別に関係なく、実力や成果に応じた評価を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社および子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」と言う。)の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保致します。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

(1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

(2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。

(3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るために執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。

(4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

(5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役員に周知徹底しております。

(6) 本社社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。

(7) 商取引管理および経理に関する社内規定を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図っております。また、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図っております。

(8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

(1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要な情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組をとっております。

(2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。

また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

(1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統括的に管理しております。

(2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

(1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っておりまます。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために隨時見直しをしております。

(2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。

(3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実体に即した業務執行の意思決定を行っております。

(4) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。

(5) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウイングループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

(1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウイングループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。

(2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。

(3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。

(4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。

(5) 子会社担当取締役は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査役が、監査役の職務を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を充分に備えた使用人を専任として任命いたします。

(1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するため、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。

(2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。

7. 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用者が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。

(1) 取締役および使用者は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。

1. 取締役会および経営会議で決議された重要な事項

2. 会社に著しい損害が発生するおそれのある事項

3. 毎月の経営状況のうち重要な事項

4. 内部監査状況および内部監査の結果

5. 重大な法令・定款違反

6. 社内内部通報制度による通報状況およびその内容

7. コンプライアンス上重要な事項

8. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(2) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席しております。

(3) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行っております。

(4) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。

(5) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(6) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

8. 内部統制システムの運用状況

(1) 取締役の職務執行について

当社は経営および業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。2名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、前年度取締役会は15回開催されております。

また、当社子会社においても、担当取締役が中心となり、事業計画の達成状況について毎月面談のうえ報告を受け、経営状況について確認をしております。またその結果は取締役会で報告されております。

(2) コンプライアンスについて

当社および当社子会社は、毎年全従業員対象に実施するコンプライアンス研修をはじめとする各種研修の際に法令や経営理念、行動規範等の周知徹底を行うほか、内部監査や内部統制評価を通じて各拠点で業務手順やマニュアルの遵守状況について確認を行っております。

また、内部通報制度の運用や社外取締役、社外監査役が取締役会および監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで職務執行の適法性・妥当性を確保し、コンプライアンス体制を構築しております。

(3) リスク管理について

当社は「リスクカタログ」を作成し、発生が予想されるリスクに対し、その影響度に応じた予防策を講じております。内部監査室は内部監査および内部統制監査を通じ、その実施状況について確認を行っております。

また、新たに発生が予測されるリスクは取締役会または経営会議で検討され、予防策を講じております。

(4) 監査役の業務執行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社グループ会社を含む拠点および自主管理店舗の往査を行っております。昨年度において監査役は102の拠点および自主管理店舗の往査を実施し、往査報告は監査役会ならびにグループ監査役会議にて報告されております。

また、取締役、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで、監査業務の有効性の確保に努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。

2. 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月25日開催の当社第64回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権を用いた方策(以下「本プラン」といいます。)に関する継続承認議案の承認を得ており、かかる承認決議の内容に従い、上記定時株主総会後に開催された取締役会において、本プランの継続採用および円滑な実行のために必要な事項、措置を決議しております。

※本プランの内容は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>)に掲載していますので、詳細についてはそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コーポレート・ガバナンス体制模式図)

